

保護者の皆様へ

緊急受入れの実施期間の延長について

この度の一斉臨時休業の延長に伴い、就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合について、児童生徒の緊急受入れについても実施期間を延長いたします。なお、この度の一斉臨時休業は感染拡大の防止です。緊急受入れに関しては、通常の学校教育活動とは異なるものであることをご承知おきください。

1 実施期間

3月16日（月）から24日（火）まで

※ 卒業式の日（18日）は緊急受入れを行えません。

2 実施時間

8時25分～14時30分

※ 3月19日（木）～3月24日（火）は午前授業の予定だったため、実施時間は12時15分までとなります。

3 対象児童生徒

就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合の児童生徒のうち

- ・ 小学校1年生～3年生
- ・ 個別支援学級（全学年）

※ 緊急受入の「就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合」の条件を、放課後キッズクラブの「利用区分2」と同じにします。

【利用区分2の登録条件】

- ・ 太尾小学校に通学している児童
- ・ 留守家庭児童
- ・ 健康上の理由等により、保護者が昼間家庭にいても児童の健全育成ができる状態にない

4 受入れ内容

- ・ 課題の学習や読書など、教師の見守りのもとで安全に活動に取り組みます。筆記用具と自習するためのドリル等は各自で用意し、お子さんに持たせてください。持ち物については、通常の登校時と同様の対応をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、手洗いやうがいをを行い、可能な範囲でアルコール消毒を行います。座席の間隔を広めにとり、大人数で長時間集まることは避けます。

5 参加について

- ・ 新規に申し込まなければならなくなった方、新しい緊急受入れカードを受け取れず必要な方（10日から13日の間に受入れの必要がなかった方）は、11日までに電話にてお知らせください。
- ・ 緊急受入れカード（別途配付）に必要事項を記入し、提出をお願いします。変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・ 登校前は、各家庭において必ず検温、健康観察を行い、健康観察票（別途配付）に記入し、お子さんに持たせてください。健康観察票を忘れた場合や体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合、受入れはできません。
- ・ 登下校は安全面を考えできるだけ一人で登下校しないよう、ご家庭でも配慮をお願いします。

- ・ 3月17日までは昼食を持参してください。その際、衛生面への配慮をお願いします。
- ・ 受入れ後、お子さんが体調不良になった場合は、提出いただいた緊急連絡先へ連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。
- ・ 受入れ校で新型コロナウイルス感染症が発生、または感染の可能性がある場合は受入れを実施いたしません。
- ・ 早退する場合は、安全面を考えて保護者のお迎えをお願いします。

緊急受入れカード

年 組 児童生徒名

保護者氏名

一斉臨時休業期間中、緊急受入れを希望します。

理由

--

希望する日に○、しない日に×をつけてください。

16日 (月)	17日 (火)	18日 (水)	19日 (木)	
23日 (月)	24日 (火)	25日 (水)		

< 3月16日～24日の緊急連絡先 >

- ① 名前 () 連絡先 ()
- ② 名前 () 連絡先 ()